中期目標

中期計画

平成21年度計画

# 平成21年度の業務の実績

# 1 労働政策研究

(1)次に掲げる労働政策研究を、 引き続き民間企業及び大学等の研 体制 究機関においてはなし得ない研究 切な要請についても、積極的かつ成果を出す。 機動的に応ずること。

# イ プロジェクト研究

ロ 課題研究

策課題に係る労働政策研究。

現在、我が国が直面する別紙に に係る労働政策研究。

# 1 労働政策研究

# (1) 労働政策研究の種類及び実施|(1) 労働政策研究の種類及び実施

内容に一層厳選して実施し、厚生 次に掲げる労働政策研究を、引き 労働省の労働政策の企画立案及び|続き民間企業及び大学等の研究機関|き民間企業及び大学等の研究機関に その効果的かつ効率的な推進に資においてはなし得ない研究内容に一おいてはなし得ない研究内容に一層 する質の高い成果を出していると 層厳選して実施し、厚生労働省の労 厳選して実施し、厚生労働省の労働 認められること。なお、課題研究|働政策の企画立案及びその効果的か|政策の企画立案及びその効果的かつ については、年度途中における適一つ効率的な推進に資する高い水準の一効率的な推進に資する高い水準の成

### イ プロジェクト研究

ト研究」という。)は、機構内外のロジェクト研究を実施する。 幅広い人材の参加を得て、中期目標 期間を通じて実施する。

などの柔軟な実施体制を組む。

とに成果または進捗状況をとりまとる。 め、公表する。

究テーマは別紙1のとおりとする。

# ロ 課題研究

厚生労働省からの要請に基づい 厚生労働省からの要請に基づいた 厚生労働省からの要請に基づいた た緊急性・重要性の高い新たな政|労働政策研究(以下「課題研究」と|労働政策課題研究について、研究の|

# 1 労働政策研究

# 体制

次に掲げる労働政策研究を引き続 果を出す。

# イ プロジェクト研究

中期目標で示された我が国が直面 中期目標第3の1で示された中長 掲げる中長期的な労働政策の課題 する中長期的な労働政策の課題に係 期的な労働政策の課題に係る労働政 る労働政策研究(以下「プロジェク|策研究テーマに対応して、別紙のプ

> プロジェクト研究は、それぞれの それぞれのプロジェクト研究に関プロジェクト研究に関して責任を持 して責任を持って実施する研究部門って実施する研究部門を設け、これ を設け、これをプロジェクト研究推|をプロジェクト研究推進の中核とす 進の中核とする。各研究部門の部門る。各研究部門の部門長として、ブ 長として、プロジェクト研究のリー ロジェクト研究のリーダーとなる研 ダーとなる研究員には、他の研究員|究員には、他の研究員に対する効果 に対する効果的な研究指導を行い、的な研究指導を行い、組織全体の研 力を有する人材を充てる。また、実|材を充てる。また、実施に当たって 施に当たっては、プロジェクト研究|は、プロジェクト研究間において相 間において相乗効果を上げる等の観|乗効果を上げる等の観点から、部門 点から、部門を越えた研究員の参加|を越えた研究員の参加などの柔軟な 実施体制を組む。

> プロジェクト研究は、計画的に実 また、関連の深いプロジェクト研 施するものとし、原則として年度ご| 究テーマにおいては、その連携を図

プロジェクト研究は、計画的に実 中期目標期間中のプロジェクト研一施するものとし、原則として年度ご とに成果または進捗状況をとりまと め、公表する。

# ロ 課題研究

|いう。) については、緊急性・重要|趣旨・目的・概要・必要性等を、さ |性の高い新たな政策課題に係る労働||らに両者間で十分吟味した上で、よ

政策研究として厚生労のあったものについて	動省から要請 実施する。 り緊急性・重要を実施である。 り緊急性を実施である。 り緊急に不完とは、関連で、大力を対して、大力を対した、 実施のある。 は、 大力を対して、 大力を対しないよりが、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないりが、 大力を対しないのは、 大力を対しないのものは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのものは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのは、 大力を対しないのはないないのはなりないのはないないないないのもないないないないないないないないないないないないないないない	。 究部門の での での での での での での での での を組 表する。 年度則ととめ にの にの での にの にの での での にの での での にの での での での での での での での での での で	
評価の視点等(現行)	評価の視点等 (案)	評定:	
【評価の視点】 ・研究計画は、各研究テーマについて、行政及び国民各属ニーズを踏まえ、適切に作成されているか。 ・研究計画において、研究成果等の目標が的確に示されるか。特にプロジェクト研究については、中長期的な観点	ニーズを踏まえ、適切に作成されていい ・研究計画において、研究成果等のであるか。特にプロジェクト研究につい	いるか。 	
踏まえて、適切な取組がなされているか。 ・各研究テーマが研究計画に従い適切に実施され、所期の 究成果が得られているか。	踏まえて、適切な取組がなされている。 ・各研究テーマが研究計画に従い適 究成果が得られているか。		
<ul><li>・政策の企画立案等に資する質の高い成果を出しているか。</li></ul>	・政策の企画立案等に資する質の高V	 ・成果を出しているか。	
・研究テーマや研究成果が、民間企業、大学等の政策研究 関ではなしえない又は実施していないものとなっているだ			
・研究の実施体制は効率的かつ柔軟なものとなっているだまた適宜見直しを行っているか。	・研究の実施体制は効率的かつ柔軟また適宜見直しを行っているか。	なものとなっているか。	

中期目標	中期計画		平成21年度計画		平成21年度の業務の実績
	厚生労働省との連携強の連携強の画連の一層を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	に上す政方研と局等を 、究法をる策法究め面を逐 必機方る見課検実階、施反 に等用を変 必機活動が換の等段働当該るまじのとので実次 要関活のといる。たて間では、	認識の共有化を推進する意見の出版では、 で共同の世界の一型の一型の一型の一型の一型の一型の一型の一型の一型の一型の一型の一型の一型の		
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案	案)		評定:
【評価の視点】 ・厚生労働省との意見交換を適切に	行っているか。	【評価の視点】 ・厚生労働省との	意見交換を適切に行っているか	<i>γ</i> °	
・厚生労働省との意見交換等の内容 映させているか。	字を研究の一連の局面に反	・厚生労働省との 映させているか。	·=·· · · · · · · · · · · · · · · · ·	連の局面に反	
・内外の他の政策研究機関等との違 的な研究を推進しているか。	車携を図り、効果的、効率	・内外の他の政策的な研究を推進し		効果的、効率	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
果について、労働政策の企画立案 及び実施へどのように反映された のか、当該労働政策研究の有効性 を検証する仕組みに基づき、当該 検証結果等も踏まえた行政からの 評価を受けること。また、当該検	イ 成果の取りまとめ 労働政策研究の成果取りまとめに おいては、研究評価の一環として外 部の人材を含む評価を行い、政策的 観点から、労働政策研究報告書等の 成果に求められる水準を満たしてい るものと判断されたものを機構の研	とめ及び評価 イ 成果の取りまとめ 労働政策研究の成果取りまとめに おいては、研究評価の一環として外 部の人材を含む評価を行い、政策的 観点から、労働政策研究報告書等の 成果に求められる水準を満たしてい	
	よるピアレビュー等の内部評価と外部評価を組み合わせて行う。 労働政策研究の成果取りまとめ段階においては、対外的に発表する成果の質の確保を図るため、所内発表会でのピアレビューを行う。また、取りまとめられた成果については、的確な外部評価を行う。	てとりまとめる。 <b>ロ 法人における研究評価の実施</b> 業績評価システムに基づき、事前、中間及び事後における研究評価を実施する。研究評価は、所内発表会によるピアレビュー等の内部評価と外部評価を組み合わせて行う。 労働政策研究の計画策定段階において、民間等でなしえないもの等の、民間等でなしえないものにで説明し、審議を行う。 労働政策研究の成果取りまとめ段	
	すべての労働政策研究の成果を対象として、労働政策の企画立案及び 実施にどのように反映されたのか等、 労働政策研究の有効性を検証すると ともに、当該検証結果等も踏まえた 行政からの評価を受けることとする。 また、当該検証及び評価の結果は公	実施にどのように反映されたのか等、 労働政策研究の有効性を検証すると ともに、当該検証結果等も踏まえた 行政からの評価を受けることとする。	

評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)
【評価の視点】	【評価の視点】
・各研究テーマが研究計画に従い適切に実施され、所期の研	・各研究テーマが研究計画に従い適切に実施され、所期の研
究成果が得られているか。	究成果が得られているか。
・研究について、第三者(外部専門家)による評価が実施さ	・研究について、第三者(外部専門家)による評価が実施さ
れているか。	れているか。
・内部評価を適切に行っているか。	・内部評価を適切に行っているか。
・すべての労働政策研究について有効性を検証し、厚生労働省から厳格な評価を受けているか。	・すべての労働政策研究について有効性を検証し、厚生労働 省から厳格な評価を受けているか。
・検証及び評価の結果をホームページにおいて公開している	・検証及び評価の結果をホームページにおいて公開している
か。	か。

(4) 遠成すべき具体的な目標	中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績	
サーチ・アドバイザー部会等 から高い評価を受けたが完成 参から高い評価を受けたが完成 外部評価を受けた研究成果総数 の3分の2以上確保すること。  ***********************************	特に、中期目標期間の初年度中 に構築する労働政策研究の有効性 に係る評価基準に基づき、次の具	特に、中期目標期間の初年度中に 構築する労働政策研究の有効性に係 る評価基準に基づき、次の具体的な	上記(3)ニの評価基準に基づき、 次の具体的な目標の達成を図る。		
事業活動全般についての有識者を対象としたアンケート調査を実施し、3分の2以上の者から有益であるとの評価を得ること。  「厚生労働省からの評価により、3分の2以上の者から有益であるとの評価を得る。  「原生労働省からの評価により、3分の2以上の者から有益であるとの評価を得る。  「原生労働省からの評価により、3分の2以上の者から有益であるとの評価を得る。  「常用 プロジェクト研究について、原生 年度厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価において、労働省担当部局による評価において、労働省担当部局による評価において、労働省担当部局による評価において、労働省担当部局による評価において、労働省担当の企業を及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果をプロジェクト研究については、年度厚生労働省担当市局による評価を受けた成果をプロジェクト研究成果総数の80%以上確保する。  また、課題研究については、年度厚生労働省担当部局による評価を受けた成果をプロジェクト研究成果総数の80%以上確保する。 また、課題研究については、厚生労働省担当による評価と受けた成果を対し、会社の関係での企画立案等への貢献等については、原本の資本等について、第一個政策の企画立案等への貢献所でいい、労働政策の企画立案等への貢献所でいい、労働政策の企画で登号けた成果を課題研究成果総数の90%以上確保する。  「以上確保する。」  「以上確保する。」  「以上確保する。	リサーチ・アドバイザー部会等 の外部評価において政策的視点 等から高い評価を受けた研究成 果を、中期目標期間中において 外部評価を受けた研究成果総数	サーチ・アドバイザー部会等の的 確な外部評価において政策的視点 等から高い評価を受けた成果を、 中期目標期間中において外部評価 を受けた研究成果総数の3分の2	サーチ・アドバイザー部会等の的 確な外部評価において政策的視点 等から高い評価を受けた成果を、 外部評価を受けた研究成果総数の		
労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた研究成果を80%以上確保することとし、当該年度の評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果をプロジェクト研究成とでは、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果をプロジェクト研究成果総数の80%以上確保する。また、課題研究については、毎年度厚生労働省担当部局による評価を受けることとし、当該年度の評価を受けることとし、当該年度の評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果を課題研究成果総数の90%以上確保する。  「本程度の対象の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果を課題研究成果総数の90%以上確保する。	事業活動全般についての有識者 を対象としたアンケート調査を 実施し、3分の2以上の者から	労働政策研究の成果や機構の事業活動全般についての有識者を対象としたアンケート調査を実施し、3分の2以上の者から有益である	労働政策研究の成果や機構の事業活動全般についての有識者を対象としたアンケート調査を実施し、3分の2以上の者から有益である		
	労働政策の企画立案及び実施へ の貢献等について高い評価を受 けた研究成果を80%以上確保	活用 で	活用 プロジェクト研究について、厚 生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果をプロジェクト研究成果総数の80%以上確保する。 また、課題研究については、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果を課題研究成果総数の90%		
	 評価の視点等(現行)	評価の視力		評定:	

	る。 【評価の視点】 ・外部専門家が行う研究の評価において、高い評価を受けた 研究成果の数が、所期の目標を達成しているか。
【数値目標】 ・有識者を対象としたアンケート調査を実施し、3分の2以上の者から有益であるとの評価を得る。 【評価の視点】 ・有識者に対するアンケートが適切な方法で行われ、その評価が所期の目標を達成しているか。	【数値目標】 ・有識者を対象としたアンケート調査を実施し、3分の2以上の者から有益であるとの評価を得る。 【評価の視点】 ・有識者に対するアンケートが適切な方法で行われ、その評価が所期の目標を達成しているか。
価において、高い評価を受けた成果をプロジェクト研究成果 総数の80%以上確保する。	【数値目標】 ・プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、高い評価を受けた成果をプロジェクト研究成果総数の80%以上確保する。 ・課題研究について、厚生労働省担当部局による評価において、高い評価を受けた成果を課題研究成果総数の90%以上確保する。

【評価の視点】

当部局から高い評価を受けたプロジェクト研究及び課題研

究の成果の数が、所期の目標を達成しているか。

・労働政策の企画立案等への貢献度について、厚生労働省担・労働政策の企画立案等への貢献度について、厚生労働省担

【評価の視点】

当部局から高い評価を受けたプロジェクト研究及び課題研究

の成果の数が、所期の目標を達成しているか。

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	(5)優秀な研究者の確保と研究 準の向上	ス水 (5)優秀な研究者の確保と研究水 準の向上	
	イ 労働政策研究事業の中核を担 研究者については、プロジェク 研究等の基礎となる学術分野の 究能力を有するとともに、厚生 働省との意見交換等を通じて政 課題に対する的確で幅広い関心 を備えた人材を確保、育成する。	ト プロジェクト研究等の基礎となる る学術分野の研究能力を有すると	
	この観点から、任期付研究員等非常勤研究員等の公募・採用にり、大学や他の研究機関に所属る外部の優秀な研究者の参の活性を図るともに、政策担当者を関係者などの実務家の幅広い人材を関係者など外部の幅、研究員のり一層の流動化を図る。	は 常勤研究員ではカバーできない 研究分野、研究業績、ノウハウを 持つ人材を特別研究員、客員研究 員等に委嘱するとともに、任期付 研究員や非常勤研究員等の採用に より、大学や他の研究機関に所属 する外部の優秀な研究者の参画を	
		に ③研究者の業績評価の実施 研究者の業績評価制度に基づき、 評価を行うとともに、評価制度に ついて引き続き改善を図る。	
		で (4研究水準の向上 労働政策研究が外部の媒体等で も高い評価を得るとの観点から、 研究成果を活用した関連専門誌等 への論文掲載を顕彰し、研究水準 の向上を図る。	
評価の視点等(現行)	評価の	視点等(案)	評定:
    【評価の視点】	 	 D視点】	

・優秀な研究員を確保・育成するための適切な措置を講じているか。	・優秀な研究員を確保・育成するための適切な措置を講じているか。
・優秀な人材を幅広く登用するため、任期付研究員や非常勤 研究員等の公募・採用を適切に行っているか。	・優秀な人材を幅広く登用するため、任期付研究員や非常勤 研究員等の公募・採用を適切に行っているか。
<ul><li>・政策担当者や労使関係者などの実務家の研究参加を求めるなど外部の幅広い人材の活用を図っているか。</li></ul>	・政策担当者や労使関係者などの実務家の研究参加を求める など外部の幅広い人材の活用を図っているか。
・業績評価に基づく人事制度が機能しているか。	・業績評価に基づく人事制度が機能しているか。
・関連専門誌等への論文掲載について、顕彰を行っているか。	・関連専門誌等への論文掲載について、顕彰を行っているか。

中期目標

中期計画

平成21年度計画

# 平成21年度の業務の実績

# 係者に対する研修

研究員による研究成果を活かす とともに、労働基準監督官等の研 修について民間の一層の活用を図 ることにより、労働行政機関で必 要な知識やノウハウ等が取得でき る労働行政担当職員研修を効果的 に実施すること。

併せて、研修の場を通じて、労 働行政の現場で生じている問題や 第一線の労働行政機関の担当者の 問題意識を吸い上げ、労働政策研 究に活かすこと。

これらにより、労働政策研究及 び労働行政担当職員研修双方の活 性化を一層図ること。

# 5 労働行政担当職員その他の関 5 労働行政担当職員その他の関係者 5 労働関係事務担当職員その他の関 に対する研修

# (1)研修の効果的実施

厚生労働省研修実施要綱及び地 方労働行政職員研修計画に基づく 研修等を効果的かつ効率的に実施 するため、労働基準監督官等の研 修について民間の一層の活用を図 るほか、以下の点に重点的に取り 組む。

# 研修内容の充実等

専門的行政分野に従事する職 員の専門能力の一層の向上を図 るため、研修手法及び教材の改 善等を行い、労働行政機関の実 務(企業等に対する監督・指導 ・助言、求職者等に対する相談 ・援助等)に必要な知識やノウ ハウを全国斉一的に教授すると ともに実務に即した演習を実施 し、より実践的な能力の強化を 図る等、高い職務遂行能力を備 えた職員を育成する研修となる よう、研修内容の一層の充実を 図る。

また、研修が効果的に実施で きるよう研修環境の整備を図る。

# ロ 研究員の研修への参画

研究員がその研究成果を活か しつつ研修実施に積極的に参画 する。

# ハ 研修に対する要望の把握

労働行政機関における職員の 研修ニーズに的確に対応するた め、研修生の送り出し側の研修 に対する要望を的確に把握、分 析し、研修内容に反映させる。

# (2)研修と研究の連携

研究員が研修に参画するなど研

# 係者に対する研修

### (1)研修の効果的実施

厚生労働省研修実施要綱及び地 方労働行政職員研修計画に基づき、 別紙1の研修等を効果的かつ効率 的に実施する。

特に、以下の点に重点的に取り 組む。

# イの研修内容の充実等

専門的行政分野に従事する職 員の専門能力の一層の向上を図 るため、研修手法及び教材の改 善等を行い、労働行政機関の実 務(企業等に対する監督・指導 ・助言、求職者等に対する相談 ・援助等)に必要な知識やノウ ハウを全国斉一的に教授すると ともに実務に即した演習を実施 し、より実践的な能力の強化を 図る等、高い職務遂行能力を備 えた職員を育成する研修となる よう、研修内容の一層の充実を 図る。

また、研修が効果的に実施で きるよう研修環境の整備を図る。

# ロ 研究員の研修への参画

研究員がその研究成果を活か しつつ研修実施に積極的に参画 する。

### ハ 研修に対する要望の把握

労働行政機関における職員の 研修ニーズに的確に対応するた め、研修生の送り出し側の研修 に対する要望を的確に把握、分 析し、研修内容に反映させる。

# (2) 研修と研究の連携

研究員が研修に参画するなど研 修の場を通じて、また、研修生に 修の場を通じて、また、研修生に

特に次の具体的な目標の達成を 図ること。 ・ 研修生に対するアンケート調 査により、毎年度平均で85% 以上の者から「有意義だった」 との評価を得ること。	るアンケーの実施等での実施等で、労働行政の労働の労働の労働の労働の労働の対象を関連を受ける。 おりの はいれば はいれば はいれば はいれば はいれば はいれば はいれば はいれば	をて関、 る関研、 じ査の通いの研 研連修研 、に者じる担究 究すの究 研よか	て、労働行政の現場で生じている 問題や第一線の労働行政機関の担 当者の問題意識を吸い上げ、研究 に活かす。 特に、職業指導等に関する研究 など第一線の業務に密接に関連す る分野の研究については、研修の 実施は看極的に参画しつつ、研究 を実施する。 (3)上記(1)、(2)を通じ、研修生に対するアンケート調査により、年度平均85%以上の者から	
評価の視点等(現行)		評価の	視点等(案)	評定:
【数値目標】 ・研修生に対するアンケート調査に 者から「有意義だった」との評価 【評価の視点】 ・研修生の評価は所期の目標を達成	を得る。	者から	Eに対するアンケート調査により、年度平均85%以上のっ「有意義だった」との評価を得る。	
【評価の視点】 ・「研修実施計画」に基づき研修を実施	<b>運施しているか。</b>	【評価 <i>0</i> ・「研修	)視点】 実施計画」に基づき研修を実施しているか。	
・研修手法及び教材の改善が行われ めの研修内容の充実が図られている			<ul><li>╧法及び教材の改善が行われ、実践的な能力を強化するた</li><li>修内容の充実が図られているか。</li></ul>	
・研究員が講義、演習、事例研究に	 積極的に参画しているか。	・研究員	員が講義、演習、事例研究に積極的に参画しているか。	
・送り出し側である厚生労働省の要 修実施計画」に反映させているか。			出し側である厚生労働省の要望を的確に把握、分析し、「研 計画」に反映させているか。	
・職業指導等に関する研究など第一野の研究等について、研修生に対問題意識等を吸い上げ、研究に活力	するアンケート調査等から、	野の研	音導等に関する研究など第一線の業務に密接に関連する分 所究等について、研修生に対するアンケート調査等から、 試識等を吸い上げ、研究に活かしているか。	
<ul><li>研究成果等を研修に活用するなど るか。</li></ul>	、効果的な研修に役立ててい	・研究成果等を研修に活用するなど、効果的な研修に役立てているか。		
<ul><li>アンケートを分析した結果を踏ま</li></ul>	え、改善を図ったか。	・アンク	アートを分析した結果を踏まえ、改善を図ったか。	

中期目標 平成21年度計画 平成21年度の業務の実績 中期計画 2 労働事情・労働政策に関する 2 労働事情・労働政策に関する情 2 労働事情・労働政策に関する情報 情報の収集・整理 報の収集・整理 の収集・整理 労働政策研究に資する内外の労 労働政策研究に資することを目的 労働政策研究に資することを目的 働事情、各種の統計データ等を継|として、内外の労働事情、各種の統|として、内外の労働事情、各種の統 続的に収集・整理するとともに、|計データ等を継続的に収集・整理す|計データ等を継続的に収集・整理す 緊急の政策課題についても機動的|るとともに、緊急の政策課題につい|るとともに、緊急の政策課題につい ても機動的かつ効率的に対応する。「ても機動的かつ効率的に対応する。 かつ効率的に対応すること。 (1) 国内労働事情の収集・整理 (1) 国内労働事情の収集・整理 中長期的観点から労働政策研究 定点観測的調査とともに、ビジ の基礎となる情報を収集する定点観|ネス・レーバー・モニター調査、地 測的調査やプロジェクト研究のテー」域シンクタンク・モニター調査、ビ マと連携した政策課題別調査等を通しジネス・レーバー・サーベイ等を通 じて、雇用や人事労務管理などに関じて、アンケート調査やヒアリング する国内の労働事情の情報と動向を|調査を実施し、労働政策研究の不可 継続的に収集・整理するとともに、大の要素である「労働現場の実態把 緊急の政策課題についても機動的か」握」としての情報収集を、雇用や人 つ効率的に対応し、労働政策研究の|事労務など幅広い分野において、体 推進に資する。 系的かつ継続的に行う。また、職業 また、政策の企画立案等への貢 分類研究等に資するための職業情報 献及び政策論議の活性化への貢献の の収集も実施する。 観点から、次の具体的目標の達成を これにより、政策研究の端緒と 図る。 なる問題の提示、又は政策研究の基 情報収集の成果について、白書|盤となる情報を提供し、政策の企画 等への引用等の件数を中期目標期間|立案および政策論議の活性化に貢献 中において延べ500件以上確保すする観点から、次の具体的目標の達 る。 成を図る。 - 情報収集の成果について、白書 等への引用等の件数を年度期間中に おいて延べ100件以上確保する。 (2)海外情報の収集・整理 (2)海外情報の収集・整理 我が国の中長期的政策課題との比 海外主要国を対象に労働政策研究 較検討の観点から重要性の高い海外|の基盤となる労働情報を国別及び政 主要国に対象を重点化し、労働政策|策課題別に収集・整理する。具体的 研究の基盤となる労働情報を国別及 には以下の業務に取り組む。 び政策課題別に収集・整理すること イ 海外主要国(英、米、独、仏 により、労働政策研究の推進に資す 等)及び国際主要機関(EU・OECD IL0)を対象に、プロジェクト研 このため、次の具体的目標の達成 究等から導き出されるテーマに関 して、政策研究との一体性・相乗

プロジェクト研究等との関係で 性を図りつつ情報の収集・整理を

政策課題等について、情・整理を行う。 なお、情報は、テーマ る対象国の労働政策、活	, , , ,	
評価の視点等(現行)	評価の視点等 (案)	評定:
【数値目標】(国内) ・情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を年度期間中において延べ100件以上確保する。 【評価の視点】 ・収集・整理した内外の労働事情は、所期の目標を達成できる状況にあるか。	【数値目標】(国内) ・情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を年度 期間中において延べ100件以上確保する。 【評価の視点】 ・収集・整理した内外の労働事情は、所期の目標を達成でき る状況にあるか。	
「評価の視点】 ・収集・整理した内外の労働事情の内容が、労働政策研究に 資するものとなっているか。		
・収集・整理した内外の労働事情の成果を適切な方法で普及しているか。	・収集・整理した内外の労働事情の成果を適切な方法で普及しているか。	
【数値目標】(海外) ・収集・整理する情報は年度期間中に4テーマ以上とする。 【評価の視点】 ・収集・整理した内外の労働事情は、所期の目標を達成できる状況にあるか。	【数値目標】(海外) ・収集・整理する情報は年度期間中に4テーマ以上とする。 【評価の視点】 ・収集・整理した内外の労働事情は、所期の目標を達成できる状況にあるか。	
【評価の視点】 ・収集・整理した内外の労働事情の内容が、労働政策研究に 資するものとなっているか。	【評価の視点】 ・収集・整理した内外の労働事情の内容が、労働政策研究に資するものと なっているか。	
・収集・整理した内外の労働事情の成果を適切な方法で普及しているか。	・収集・整理した内外の労働事情の成果を適切な方法で普及しているか。	

なお情報は、対象国の政策や制

重要性の高い主要な先進諸国を対 行う。

象として、毎年度4テーマ以上の

中期目標 中期計画 平成21年度計画 平成21年度の業務の実績 2 労働事情・労働政策に関する 2 労働事情・労働政策に関する情 2 労働事情・労働政策に関する情報 |情報の収集・整理| 報の収集・整理 の収集・整理 労働政策研究に資する内外の労 労働政策研究に資することを目的 労働政策研究に資することを目的 働事情、各種の統計データ等を継|として、内外の労働事情、各種の統|として、内外の労働事情、各種の統 続的に収集・整理するとともに、|計データ等を継続的に収集・整理す|計データ等を継続的に収集・整理す 緊急の政策課題についても機動的るとともに、緊急の政策課題についるとともに、緊急の政策課題につい かつ効率的に対応すること。 ても機動的かつ効率的に対応する。 【ても機動的かつ効率的に対応する。 (3) 各種統計データ等の収集・整 (3) 各種統計データ等の収集・整 理 広範囲の情報源を活用して、労| 広範囲の情報源を活用して、労 働関係の各種統計データを継続的 働関係の各種統計データを継続的| に収集・整理する。また、これら に収集・整理する。 また、これらを「主要統計指標」 を分析・加工し、既存の数値情報 では得られない有益かつ有効な情| や「最近の統計調査から」として 報を作成する。 取りまとめるとともに、分析・加 工し、労働統計加工指標、国際比 較労働統計等既存の数値情報では 得られない有益かつ有効な情報を 作成する。 さらに収集した情報を労働統計 データベース等として蓄積すると ともに、当機構で実施した調査デ ータに基づくデータ・アーカイブ 事業を実施するなど、提供データ の拡充を図り、有益性を向上させ る。 (4) 図書資料等の収集・整理 (4) 図書資料等の収集・整理 内外の労働関係図書資料を、総 内外の労働に関する図書資料等 合的・体系的に収集、整理、保管し、 |を、総合的・体系的に収集、整理、 労働政策研究及び労働行政担当職員 保管 し、労働政策研究及び労働行政 研修の効果的な推進等を支援する。 担当職員研修の効果的な推進等を支 また、図書資料を一般公開し、 援する。 行政関係者及び外部の研究者等の利 併せて、これら図書資料は、閲 |用に供して、その有効活用を図る。 |覧、貸出、複写、レファレンスサー ビス等を通じて、行政関係者及び外 部の研究者、労使実務家等の利用に 供し、その有効利用を図る。 さらに、上記の収集・整理の蓄 積を踏まえて、加工した労働関係情 報を継続的に作成し、これら情報資 源のより積極的な利用を図る。 ・「労働文献目録」の作成

<ul><li>・蔵書データベース、論文データ</li></ul>
ベース、調査研究成果データベース
への収録情報の作成・蓄積

<u>_</u>		
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	評定:
・自己評価の総括理由 	・自己評価の総括理由 	
【評価の視点】(各種統計データ等) ・分かりやすく有益な加工情報を作成しているか。 ・労働政策研究に資する高度加工情報を作成しているか。	【評価の視点】(各種統計データ等) ・分かりやすく有益な加工情報を作成しているか。 ・労働政策研究に資する高度加工情報を作成してい	
・情報収集した成果を適切な方法で迅速に普及しているか。	・情報収集した成果を適切な方法で迅速に普及して	ているか。
【評価の視点】(資料センター) ・政策研究・研修の推進に役立つ資料を収集しているか。	【評価の視点】(資料センター) ・政策研究・研修の推進に役立つ資料を収集して)	いるか。
・収集・整理した資料の有効活用を図っているか。	・収集・整理した資料の有効活用を図っているが ・収集・整理した資料の有効活用を図っているが	

中期目標 中期計画 平成21年度計画 平成21年度の業務の実績 3 研究者・有識者の海外からの 3 研究者・有識者の海外からの招 3 研究者・有識者の海外からの招 |招へい・海外派遣| へい・海外派遣 へい・海外派遣 労働政策研究に資することを目 労働政策研究に資することを目的 労働政策研究に資することを目的 的として、研究者・有識者の海外|として、研究者・有識者の海外から|として、研究者・有識者の海外から |からの招へい及び海外への派遣で|の招へい及び海外への派遣を実施す|の招へい及び海外への派遣を実施す あって、労働政策研究事業と一体|ることにより、各国で共通する労働|ることにより、各国で共通する労働 的に実施する必要性があるもの又 分野の課題について各国の研究者や 分野の課題について各国の研究者や は労働政策研究に相乗効果をもた|研究機関等とネットワークを形成|研究機関等とネットワークを形成し、 らすものを**、労働政策研究への直**し、相互の研究成果の交換、活用を相互の研究成果の交換、活用を図る。 接的な効果が高いものに重点化し図る。招へい・派遣については、プ招へい・派遣については、プロジェ て効果的かつ効率的に実施するこ ロジェクト研究等の労働政策研究と クト研究等の労働政策研究との関連 とにより、各国で共通する労働分|の関連性を重視し、労働政策研究へ|性を重視し、労働政策研究への反映 野の課題について各国の研究者や の反映について適切に評価しつつ、 について適切に評価しつつ、効果的 研究機関等とネットワークを形成|効果的かつ効率的に実施する。 かつ効率的に実施する。 し、相互の研究成果の交換、活用 このため、以下の通り業務を実施 このため、以下の通り業務を実施 する。 を図ること。 (1)研究者等招へい (1)研究者等招へい 労働政策研究の推進に資する観点 労働政策研究の推進に資する観点 から、プロジェクト研究等との関連 から、プロジェクト研究等との関連 において厳選した研究者等の海外か において厳選した研究者等の海外か の招へいを実施する。 の招へいを実施する。 - 招へいする研究員等は、労働 - 招へいする研究員等は、年度 計画期間中に延べ2人以下とする。 政策への直接的な効果が高いも のに重点化することとし、中期 目標期間中に延べ10人以下と する。 (2)研究者等派遣 (2)研究者等派遣 労働政策研究の推進に資する観 労働政策研究の推進に資する観 点から、プロジェクト研究等との 点から、プロジェクト研究等との 関連において厳選した海外の労働 関連において厳選した海外の労働 政策や労働問題の研究、国際学会| 政策や労働問題の調査研究、国際 における発表等を目的とした研究| 学会における発表等を目的とした 者等の海外への派遣を実施する。 研究者等の海外への派遣を実施す - 派遣する研究員等は、労働政 策への直接的な効果が高いもの - 派遣する研究員等は、年度計 に重点化することとし、中期目 画期間中に延べ4人以下とする。 標期間中に延べ20人以下とす る。 (3)海外の研究機関等とのネット ワークの形成 各国の労働政策研究機関等によ って構成されるネットワークに参

加することにより、各国の研究課

	題、研究動向、研究成果等に関する情報を交換するとともに機構の研究推進に資する。  (4) 労働政策研究に資することを目的として、研究成果等を活用して、わが国の労働問題や労働政策研究に関する英文等情報を整備し、印刷物、Webなどの適切かつ効率的な方法で海外の研究機関等に提供する。年度計画期間中に以下の英文等情報を作成する。 ①研究成果の英訳資料 ②日本の労働法の英訳版 ③英文「日本の労働問題と分析」 ④英文労働統計 ⑤英文雑誌Japan Labor Review(季刊)	
評価の視点等(現行)	評価の視点等 (案)	評定:
【数値目標】(招へい) ・招へいする研究員等は、年度計画期間中に延べ <u>5人以下</u> とする。 【評価の視点】 ・研究者等の招へいについて所期の目標を達成できる状況にあるか、また招へい目的に沿った実施内容であるか。 【数値目標】(派遣) ・派遣する研究員等は、年度計画期間中に延べ <u>8人以下</u> とする。 【評価の視点】 ・研究者等の派遣について所期の目標を達成できる状況にあるか、また派遣目的に沿った実施内容であるか。	する。 【評価の視点】 ・研究者等の招へいについて所期の目標を達成できる状況にあるか、また招へい目的に沿った実施内容であるか。 【数値目標】(派遣) ・派遣する研究員等は、年度計画期間中に延べ <u>4人以下</u> とする。 【評価の視点】	
【評価の視点】(招へい・派遣) ・研究者等の招へい・派遣が、労働政策研究に反映されるも のであるか。	【評価の視点】(招へい・派遣) ・研究者等の招へい・派遣が、労働政策研究に反映されるも のであるか。	
・研究者等の招へい・派遣により、海外の研究機関との連携を図り、情報の量の拡大を図るなど、ネットワーク形成の成果を上げたか。		

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
4 労働政策研究等の成果の普及 ・政策提言	4 労働政策研究等の成果の普及・ 政策提言	4 労働政策研究等の成果の普及・ 政策提言	
各層における政策論議の活性化を 図ることを目的として、インター ネット等を活用した労働政策研究 等の成果の効果的かつ効率的な情 報発信、普及と政策論議の場の提 供であって、広く一般を対象とす	に、労使実務家を始めとする国民各層における政策論議の活性化を図ることを目的として、労働政策研究等の成果を効果的かつ効率的に提供し普及を図るとともに、政策論議の場を提供するため、労働政策研究等の成果の普及・政策提言の業務を以下	層における政策論議の活性化を図る ことを目的として、労働政策研究等 の成果を効果的かつ効率的に提供し 普及を図るとともに、政策論議の場 を提供するため、労働政策研究等の	
特に次の具体的な目標の達成を図ること。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	(1) 労働政策研究等の成果の普及 労働政策研究等の成果は、広く 国民各層を対象とすることが可能 なメールマガジン、ホームページ、 データベース及び定期刊行物等の 媒体・方法を効果的に活用して、 その普及を図る。	労働政策研究等の成果は、広く 国民各層を対象とすることが可 能なメールマガジン、ホームペ	
	イ ニュースレター及びメールマガ	· · · · · · · · · · · ·	
いて、ニュースレターを月1回、メールマガジンを週2回発行すること。	•	策課題について、労働政策研究や 内外の情報収集の成果を一体とし て分かりやすい形で提供するニュ	
	- ニュースレターは月1回、メ ールマガジンは週2回発行する。	- 労働政策論議の活性化、労働 政策の研究・企画立案材料の提 供、行政職員の資質向上に資す る基礎知識の提供を目的に、調 査研究成果等に関する情報に加 えて労働問題に関する広範な情 報をもリンクしたメールマガジ ンを週2回発行する。	
(2) ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から「有益である」との評価を得ること。	ジン読者へのアンケート調査に	<ul><li>ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査を 行い、読者ニーズを把握し、コ</li></ul>	

- メールマガジンの読者は、中 メールマガジンの読者数は2 期目標期間終了時点で、24, 500人以上を目標とする。
  - 1年度末時点で24,500人 以上とする。

労働政策研究等の成果について は、その発表と同時にホームペー ジにサマリー及び全文を掲載する とともに、メールマガジンにリン ク先を掲載する等により、広く国 民各層に対して迅速に提供し、政 策論議の活性化を図る。

長期的に蓄積・整理して体系的 に提供することが求められる研究 成果等については、データベース として整備し、提供する。

ース、調査研究成果データベース、 蔵書データベース、労働統計デー タベース及び総合的職業情報デー タベースとする。

# ハ 研究専門雑誌

証価の担占等 (租行)

研究者、専門家等による質の高 い政策論議、政策提言を促進する ため、レフリー(審査員)制の研 ため、レフリー(審査員)制の研 究専門雑誌を発行する。

─ 研究専門雑誌は、毎月1回発 ─ 研究専門雑誌は、毎月1回発 行する。

# |ロ ホームページ、データベース等 |ロ ホームページ、データベース等 |

労働政策研究等の成果について は、、その発表と同時にホームペ ージにサマリー及び全文を掲載す るとともに、メールマガジンにリ ンク先を掲載する等により、国民 各層に対して幅広くかつ迅速に提 供する。

長期的に蓄積・整理して体系的 に提供することが求められる調査 研究成果や内外の情報、データ等 については、各種データベースと データベースは、論文データベ して整備・提供し、政策関係者等 の活用を促進する。

平成21年度に整備・提供する データベースは、論文データベー ス、調査研究成果データベース、 蔵書データベース、労働統計デー タベース及び総合的職業情報デー タベースとする。

# ハ研究専門雑誌

証価の担占学 (安)

研究者、専門家等による質の高 い政策論議、政策提言を促進する 究専門雑誌を発行する。

行する。

評価の視点等(現代)	評価の視点等(系)
【評価の視点】(研究成果の普及) ・研究の成果を適切な媒体・方法により提供しているか。	【評価の視点】(研究成果の普及) ・研究の成果を適切な媒体・方法により提供しているか。
	【数値目標】(ニュースレター、メールマガジン) ・ニュースレター「ビジネス・レーバー・トレンド」を月1回 (年度中12回)発行する。 ・メールマガジンを週2回発行する。 【評価の視点】 ・ニュースレター、メールマガジンの発行回数は所期の目標を 達成しているか。
	【数値目標】(ニュースレター、メールマガジン) ・読者アンケートにおいて、有益であると答えた者の割合を80%以上となるようにする。

**莎宁**.

中期目標	中期計画	平成21年度計画		平成21年度の業務の実績
4 労働政策研究等の成果の普及 ・政策提言	4 労働政策研究等の成果の普及・政 策提言	4 労働政策研究等の成果の普及・ 政策提言		
もに労使実務家を始めとする国民 各層における政策論議の活性化を 図ることを目的として、インター ネット等を活用した労働政策研究 等の成果の効果的かつ効率的な情 報発信、普及と政策論議の場の提	労働政策研究に資することととも に、労使実務家を始めとする国民各層 における政策論議の活性化を図ること を目的として、労働政策研究等の成果 を効果的かつ効率的に提供し普及を図 るとともに、政策論議の場を提供する ため、労働政策研究等の成果の普及・ 政策提言の業務を以下の通り実施す る。	に、労使実務家を始めとする国民各層における政策論議の活性化を図ることを目的として、労働政策研究等の成果を効果的かつ効率的に提供し普及を図るとともに、政策論議の場を提供するため、労働政策研究等の		
(3) 労働政策フォーラムの参加 者を対象としたアンケート調査に おいて、80%以上の者から「有 益である」との評価を得ること。	政策的対応が特に求められる諸課	課題について政策提言・政策論議 の活性化を図ることを目的として、 労働政策研究等の成果を踏まえ、 機構内外の研究者、政策担当者、 労使関係者等が参加する労働政策 フォーラムを年間6回程度開催す る。 一労働政策フォーラムの参加者を		
評価の視点等 (現行)	評価の社	見点等(案)		評定:
【数値目標】 ・労働政策フォーラムを年間6回程 【評価の視点】 ・労働政策フォーラムの開催回数は にあるか、また目的に沿った内容	【評価の   所期の目標を達成できる状況 ・労働政	策フォーラムを年間6回程度開催する。		
【数値目標】 ・参加者を対象としたアンケート調答えた者の割合を80%以上とす 【評価の視点】 ・労働政策フォーラム参加者の評価 か。	る。	を対象としたアンケート調査において 者の割合を80%以上とする。		
【評価の視点】 ・労働政策フォーラムは多数の有効 か。	【評価の な参加者を集め開催している ・労働政 か。	視点】 (策フォーラムは多数の有効な参加者を	を集め開催している	

<b>L</b>	ı	,	

# 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 平成21年度業務実績(評価シート13)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	6 その他の事業 労働政策研究等の事業成果の蓄積 基礎にして、広く労使実務家等を対 とした教育講座事業を適正な対価を て実施する。	を 労働政策研究等の事業成果の蓄積 を基礎にして、広く労使実務家等を 対象とした東京労働大学講座(総合 講座及び専門講座)を適正な対価を 得て実施する。	
評価の視点等 (現行)	評価の	)視点等(案)	評定:
【評価の視点】 ・教育講座事業を適切に実施したか		の視点】 講座事業を適切に実施したか。	

	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績	
52 業務運営の効率化に関する事 [	第1 業務運営の効率化に関する目 標を達成するためにとるべき措置	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
運営の効率化に関する事項は、次 とおりとする。 運営費交付金を充当して行う業 務について、一般管理費について、 は、平成23年度において、平成 18年度と比べて15%以上を節 減すること。業務経費については、 研究費の縮減等により平成23年 度において、平成18年度と比べ て25%以上を節減すること。	度と比べて15%以上を節減し、また、業務経費については、平成23年度において、平成18年度と比べて25%以上を節減するため、業務	業務運営における経費削減を図る ため、引き続き、節電・節水等によ る省資源、省エネルギーに努めると ともに、一般競争入札への積極的な 取組を継続する。また、業務処理へ の情報通信技術の活用や定型業務の 外部委託化等、業務処理の効率化の ための見直しを行う。		
(法定福利費及び法定外福利費及び法定外福利費及び法定外福利費及び法定外福利費」。) に対象 と と と さ と で と で と で と で と で と で と で と で	定福利費と大きな では 一次 では で の で の で の で の で で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で	併せて、国家公務員の給与構造改 革も踏まえ、引き続き、勤務実績の 給与への反映等の取組を行うととも		
	27 /m o 40			

研究費の縮減等により平成23年度において、平成18年度 研究費の縮減等により平成23年度において、平成18年度 と比べて20%以上を節減すること。

・人件費について、業務の重点化等を通じて平成23年度まで・人件費について、業務の重点化等を通じて平成23年度まで に平成18年度と比べて研究員を2割程度、労働政策研究に 関係する部門の事務職員を2割程度純減することにより、平 成18年度と比べて平成23年度までに14%以上の削減を 行う。

# 【評価の視点】

- ・中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達し・中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達 成できる状況にあるか。
- ・省資源、省エネルギーを適切に推進しているか。
- ・一般競争入札の積極的な導入等を進めているか。

- ・業務運営の効率化により、一般管理費及び業務経費の縮減を 図っているか。
- 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、 定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行っているか。
- ・業務の重点化等により、人員の抑制及び人件費の削減を図っ」・業務の重点化等により、人員の抑制及び人件費の削減を図っ ているか。
- 必要な見直しを進めたか。

と比べて25%以上を節減すること。

に平成18年度と比べて研究員を2割程度、労働政策研究に 関係する部門の事務職員を2割程度純減することにより、平 成18年度と比べて平成23年度までに14%以上の削減を 行う。

# 【評価の視点】

- 成できる状況にあるか。
- ・省資源、省エネルギーを適切に推進しているか。
- ・一般競争入札の積極的な導入等を進めているか。
- ・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されている か。(新規:二の②)
- ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その 後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約見直し計画」 が計画どおり進んでいるか。(新規:二の③)
- ・業務運営の効率化により、一般管理費及び業務経費の縮減を 図っているか。さらに、事業費における冗費を点検し、その 削減を図っているか。(新規:二の①)
- 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、 定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行っているか。
- ているか。

(一の②「総人件費改革は進んでいるか。」と同趣旨)

- ・国家公務員の給与構造改革も踏まえ、役職員の給与について ・国家公務員の給与構造改革も踏まえ、役職員の給与について 必要な見直しを進めたか(特に、給与水準が対国家公務員指 数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準 を設定しているか)。(追加:-の①)
  - ・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(新規 : **→**Ø(3))
  - ・国家公務員の最就職者のポストの見直しを図っているか。特 に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう 指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。(新 規:一の⑤)
  - ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図 っているか。(新規:一の⑥)

中期目標	中期計画	平成21年度計画		平成21年度の業務の実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第2 大人の は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	るサービ 第2 国民に対して提供するサービ 上に関す こるべき スその他の業務の質の向上に関す る目標を達成するためにとるべき 措置		
評価の視点等 (現行)	量	評価の視点等(案)		評定:
【評価の視点】 ・全事業を対象とした業績評価の制度	-	【評価の視点】 ・全事業を対象とした業績評価の制度が機能して	いるか。	
・評価基準、評価結果及び業務運営/ ージ等で公表しているか。		・評価基準、評価結果及び業務運営への反映にで ージ等で公表しているか。	Oいてホームペ	
・業務運営、事業成果に対する意見・	評価を広く求めているか。	業務運営、事業成果に対する意見・評価を広く	求めているか。	
・得られた意見・評価を業務運営に反	・映させているか。	・得られた意見・評価を業務運営に反映させてい	るか。	
	<u>·</u>	・業務改善の取組を適切に講じているか。(新規)	三の①)	
		・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業が証を行い、その結果に基づき、見直しを図った規三の②)	ぶないか等の検	

2 9 条第 2 項第 4 号の財 警に関する事項は、次の 5。  業務運営の効率化に関してで定めた事項に配慮し面の予算を作成し、当該 5運営を行うこと。 等における適正なの極低の 運営費交付金以外の収入。)の確保に努めること。 策定として「耐食勢利見直に基づき、一般競争人札 的な実施等、引き続き公別な契約を実施するとと動大学校の確設の管理・ を民間競争入札の対象・ た。 2 8 4 短期借入金の限度額 1 限度額 3 0 0 百 万 円	則法第29条第2項第4号の財	通則法第29条第2項第45の时	通別法第29条第2項第4号の財	中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務実績
	察の改善に関する事項は、次の りとする。  「第2 業務運営の効率化に関 る事項」で定めた事項に配慮し 中期計画の予算を作成し、当該 意による運営を行うこと。 労働政策研究等の成果の普及に る事業等における適正な対価の 収等、進営食交付金以外の収入 自己収入)の確保に努めること。 機構が保定した「随意契約見直 計画」に基づき、一般整分入札 の積極的な実施等、引き続き公かつ適切な契約を実施するとと に、労働大学校の施設の管理・ 営業務を民間競争入札の対象 すること。 機構が保有する会議室等につい、 土地・建物等の効率的な活用 と進し、自己収入の増加を図る。 の観点から、見直しを行うこと。 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 300百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延 等による資金不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う 退職手当の支給等、偶発的な出費	内容の改善に関する事項は、次の 接りとする。  「第2 業務運営の効率化に関 大事による運営を行うこと。 交働政策が発等の成果の普及に 係る事業等における適正な対価の 板収等、運営費交付金以外の収入 (自口収入)の確保に労かること。 決算情報、セグメント情報の公 機作が廃定した「随意契約見直 と計画」に表づき、一般競争人札 等の積極的な実施等、引き続き公 平かつ適切な契約を実施するとまと はに、労働大校の施設の管理・ 運営業務を民間競争人札の対象 とすること。 機構が保有する会議室等につい た、土地、生物・大物やの源のが活用 を促進し、自己収入の増加を図る 等の観点から、見直しを行うこと。 等4 短期借入金の限度観 1 限度額 300百万円 2 想定される理由 (1) 違営費交付金の受入れの遅延 等6 等2 短期借入金の限度観 1 限度額 300百万円 2 想定される理由 (1) 違営費交付金の受入れの遅延 等6 (2) 予定外の退職者の発生に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う 退職手当の支急等、偶発的な出費 に対応するため。 第5 剰余金の使途 1 ブロジェクト研究等労働政策研究 の内容の充実。	対容の立案に関する事項は、次の 初りとする。    第2 業務運営の効率化に関 する事項 で変めた事項に配慮した中樹時動の子葉を作成し、当該 予算による確定を行うこと。 労働政策研究等の対象ので表した。 労働政策研究等の対象の位置、 (自己収入) の確保に努めること。	 4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	
で定めた事項に配慮し 画の予算を作成し、当該 5運営を行うこと。 森研究等の成果の普及に 等における適正な対価の 運営費交付金以外の収入 、)の確保に努めること。 報、セグメント情報の公 等を図ること。 報定した「随意契約見直 こ基づき、一般競争入札 的な実施等、引き続き公 辺な契約を実施するとと 動大学校の施設の管理・ を民間競争入札の対象 こ。 保有する会議室等につい 保有する会議室等につい ・建物等の効率的な活用 1 限度額 300百万円	る事項」で定めた事項に配慮し 中期計画の予算を作成し、当該 院による運営を行うこと。 労働政策研究等の成果の普及に る事業等における適正な対価の 収等、運営費交付金以外の収入 自己収入)の確保に努めること。 決算情報、セグメント情報の公 力充実等を図ること。 機構が策定した「随意契約見直 計画」に基づき、一般競争入れ の積極的な実施等、引き続き公 かつ適切な契約を実施するとと に、労働大学校の施設の管理・ 営業務を民間競争入札の対象 すること。 機構が保有する会議室等につい 第 4 短期借入金の限度額 1 限度額 300百万円 2 想定される理由 に進し、自己収入の増加を図る D 観点から、見直しを行うこと。 (2)予定外の退職者の発生に伴う 退職手当の支給等、偶発的な出費	する事項に配慮した申明計画の予算を作成し、当該 予算による運営を行うこと。 労働政策研究等の成果の養及に 後の等、運営費交付金以外の収入 (自己収入)の確保に努めること。 決算情報、セグメント情報の公 表の充実等を図ること。 機構が策定した「随意契約 月直 目計画」に基づき、一般競争入札 等の積極的な実施等、引き続き公 平かつ適切な契約を実施するとと もに、労働大学校の施設の管理・ 運営業務を民間競争入札の対象 とすること。 後機構が保有する会議室等につい 第 4 短期借入金の限度額 で、土地・建物等の効率的な活用 1 限度額 300百万円 を促進し、月直しな行うこと。 等の観点から、見直しを行うこと。 等の観点から、見直しを行うこと。 第 5 剩余金の使途 第 5 剩余金の使途 第 7 ブロジェクト研究等労働政策研究 の内容の充実。 第 5 利余金の使途 第 7 ブロジェクト研究等労働政策研究 の内容の充実。	する事項」で定めた事項に配慮し 大算による運営を行うこと。 労働政策研究等の成果の普及に 係る事業等における適正な対価の 酸取等、達営費を図ること。 決見信報、セグメント情報の公 表の光東等の図ること。 機構が策定した「随意契約見直し 計画」に基づき、一般等人人 等の機能的效素を予し入しの対象 とすること。 機構が保育する会議率等につい で、土地、建物等の効率的な活用 2 想定される理由 を仕進し、自己収入の増加を図る 2 想定される理由 等の観点から、見直しを行うこと。 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 300自万円 2 想定される理由 等による資金不足に対応するため。 (2) 予定外の連絡者の発生に対応するため。 (2) 予定外の連絡者の発生に対応するため。 (2) 下途外の連絡者の発生に対応するため。 (2) 下途外の連絡者の発生に対応するため。 (2) 下途外の連絡者の発生に対応するため。 (2) 下途外の連絡者の発生に行う 退職主当の支持等。個条的な出費 に対応するため。 第5 剰余金の使途 1 プロジェクト研究等労働政策研究 の内容の充実。 第6 その他業務運営に関する重要事 項 職員研修の強化等により、内部 統制の徹底を図る。 2 次算音級、セグメント情報の公表	内容の改善に関する事項は、次σ			
自己収入の増加を図る  2 相定される理由	の観点から、見直しを行うこと。 (1) 運営費交付金の受入れの遅延 等による資金不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う 退職手当の支給等、偶発的な出費 (1) 運営費交付金の受入れの遅延 等による資金不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う 退職手当の支給等、偶発的な出費	等の観点から、見直しを行うこと。 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第5 剰余金の使途 1 プロジェクト研究等労働政策研究の内容の充実。 第5 剰余金の使途 1 プロジェクト研究等労働政策研究の内容の充実。	等の観点から、見直しを行うこと。 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、個系的な出費に対応するため。 (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、個系的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、個系的な出費に対応するため。 (3) 不同が定義を関係的な出費に対応するため。 (4) 不同が定義を関係的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、個系的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、個系的な出費に対応するため。 (3) 不同が定義を関係的な出費に対応するため。 (4) 不同が定義を関係的な出費に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、個系的な出費に対応するため。 (3) 不同が定義を関係的な出費に対応するため。 (4) 不同が定義を関係的な出費に対応するため。 (4) 不同が定義を関係的な出費に対応するため。 (4) 不同が定義を関係的な出費に対応するため。 (5) 不同が定義を関係的な出費を表するとは対応	中の事項に配っている。 事項」で予定等である。 事項」で予定等でする。 事項」で予定等である。 事項」で予定等である。 事項」ので予定等である。 事項」のである。 事のである。 事のである。 事のである。 事のである。 のである。 をである。 のである。 をである。 のである。 をである。 のである。 をである。 のである。 をである。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 300百万円	1 限度額 300百万円	

営業務を民間競争入札の対 る。 4 機構が保有する会議室等 て、土地・建物等の効率的	管理・運 に、労働大学校の施設の管理・運 営業務を民間競争入札の対象とする。 等につい 4 機構が保有する会議室等について、土地・建物等の効率的な活用で図るを促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、引き続き見直しを行う。	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	評定:
【評価の視点】 ・中期計画に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執 行しているか。	行しているか。	
・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と 実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、 合理的なものであるか。	・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と 実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、 合理的なものであるか。	
・運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行されているか。また、債務として残された経費については、その理由が合理的なものであるか。	・運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行されているか。また、債務として残された経費については、その理由が合理的なものであるか。	
・発生した利益剰余金(又は繰越欠損金)については、適切な業 務運営によるものか。	・発生した利益剰余金(又は繰越欠損金)については、適切な業 務運営によるものか。	
・当期総利益(又は当期総損失)を計上した場合、利益(又は損失)の発生要因等の分析を行っているか。	・当期総利益(又は当期総損失)を計上した場合、利益(又は損 失)の発生要因等の分析を行っているか。	
<ul><li>・借入の理由が中期計画に定められているとおりか。またその額が限度額以下となっているか。</li></ul>	・借入の理由が中期計画に定められているとおりか。またその額 が限度額以下となっているか。	
・具体的な剰余金の使途は中期計画に定められたとおりか。	・具体的な剰余金の使途は中期計画に定められたとおりか。	
・固定資産等について効率的な活用が図られているか。	・固定資産等について効率的な活用が図られているか。	
・内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務 活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組が行われているか。	・内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務 活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組が行われているか。	
・福利厚生費について、事務・事業の公共性、業務運営の効率性 及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われている か。		
	・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを 行っているか。(新規:三の③)	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	第7 人事に関する計画	第7 人事に関する計画	
	(1)方針	(1) 方針	
		「るた」イ 優秀な人材を幅広く登用するた 同付任 め、研究員については、任期付任 賃極的 用、非常勤としての任用を積極的 に活用する。	
	ロ 業績評価制度を含む人事制 研究員及び事務職員を対象と 実施し、必要な改善を図る。	川度を ロ 業績評価制度を含む人事制度を さして 研究員及び事務職員を対象として 実施し、必要な改善を図る。	
	ハ 質の高い労働政策研究等を するために行う事務及び事業 点化並びに業務運営の効率化 定型業務の外部委託の推進等 り、事務職員及び研究員の数 減を図る。		
	ニ 職員の専門的な資質の向上る。	上を図 ニ 職員の専門的な資質の向上を図る。	
	(2)人員の指標 期末の常勤職員数を <u>115人</u> る。	(2) <b>人員の指標</b> で成18年度末の常勤職員数 134人(第1期末)	
	(参考) 平成18年度末の常勤 数 <u>134人</u>	が職員 平成19年度末の常勤職員数 <u>129人</u> (第2期初) 平成21年度末の常勤職員数 <u>121人</u>	
評価の視点等(現行)	前	平価の視点等(案)	評定:
【評価の視点】 ・優秀な研究員を確保・育成っか。		評価の視点】 優秀な研究員を確保・育成するための適切な措置。	量を講じている
・任期付任用、非常勤としてのくる登用しているか。		任期付任用、非常勤としての任用を活用し、優秀 く登用しているか。	<b>たな人材を幅広</b>

1	1
・業績評価に基づく人事制度が機能しているか。	・業績評価に基づく人事制度が機能しているか。
・業務の重点化等により、人員の抑制及び人件費の削減を図っているか。	・業務の重点化等により、人員の抑制及び人件費の削減を図っているか。
・職員の専門的な資質の向上を図るための適切な取組がなされているか。	
・人員の指標に関する計画は実施されているか。	・人員の指標に関する計画は実施されているか。

中期目標	期目標中			平成 2	2 1 年度詩	十画	平成21年度の業務実績
	第8 施設・設 独立行政法 機構の業務の研 図るため、施設 計画的な改修、 (参考)	、労働政策 催実かつF の老朽化	策研究・研修 円滑な遂行を 等を勘案し、		人労働政策 催実かつF の老朽化	策研究・研修 円滑な遂行を 等を勘案し、	
	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	
	(法人本部) 空調設備更新 電気設備更新 給排水設備更新 給排水設備更新 屋上防水整備 (労働大学校) 外壁防水整備 屋上防水整備 空調設備要新 電気設備整備 食堂・厨房設備更新 エネルギーセンター設備更新	1, 306	施設整備費補助金	(法人本部) 給排水設備更新 (労働大学校) 機械設備更新 食堂・厨房設備更新 体育館風除室更新	3 1 6	施設整備費補助金	
評価の視点等(現行)			評価の	視点等(案)			評定:
【評価の視点】				の視点】 及び設備に関する	る計画は実	<b>実施されている</b>	5カ <sup>3</sup> 。

【評価の視点】 ・ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査の 評価は所期の目標を達成しているか。	【評価の視点】 ・ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査の 評価は所期の目標を達成しているか。
【評価の視点】(ニュースレター、メールマガジン) ・ニュースレター、メールマガジンの提供する情報内容が国民各層のニーズに合致しているか。	【評価の視点】(ニュースレター、メールマガジン) ・ニュースレター、メールマガジンの提供する情報内容が国民 各層のニーズに合致しているか。
<ul><li>・ニュースレター、メールマガジンによる成果の普及は適切に 遂行されているか。</li></ul>	・ニュースレター、メールマガジンによる成果の普及は適切に 遂行されているか。
【数値目標】(メールマガジン) ・メールマガジンの読者数は23年度末時点で24,500人以上とする。 【評価の視点】 ・メールマガジンの読者数は所期の目標を達成できる状況にあるか。	以上とする。 【評価の視点】
【評価の視点】(ホームページ) ・研究成果等を効果的にホームページ上で公開しているか。	【評価の視点】(ホームページ) ・研究成果等を効果的にホームページ上で公開しているか。
<ul><li>・ホームページが適切なサイトポリシーのもとで運用されているか。</li></ul>	・ホームページが適切なサイトポリシーのもとで運用されてい るか。
<ul><li>ホームページ、データベース上のコンテンツは国民各層のニーズに合致しているか。</li></ul>	<ul><li>・ホームページ、データベース上のコンテンツは国民各層のニーズに合致しているか。</li></ul>
<ul><li>・ホームページによる情報提供の改善のための工夫がなされているか。</li></ul>	・ホームページによる情報提供の改善のための工夫がなされているか。
【数値目標】(日本労働研究雑誌) ・研究専門雑誌は、毎月1回発行する。 【評価の視点】 ・質の高い政策論議を促進するレフリー制雑誌を毎月発行しているか。	【数値目標】(日本労働研究雑誌) ・研究専門雑誌は、毎月1回発行する。 【評価の視点】 ・質の高い政策論議を促進するレフリー制雑誌を毎月発行しているか。